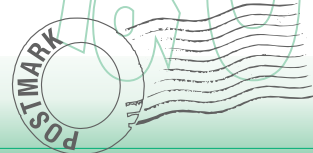


Genki Navi Navi

発行所  辻井賢博税理士事務所

責任者 辻井 賢博



〒635-0074 大和高田市大字市場中町793-4 TEL 0745-53-0505~6 FAX 0745-22-9858 E-mail office-tsuji-0@helen.ocn.ne.jp

稔りの秋、紅葉前線南下中 お元気ですか NAVI NAVIで~す

Genki Navi Navi



皆様、こんにちは。お元気でお過ごしのことでしょうか。本号が皆様のお目に触れる頃は、もう11月になっているはず。それにしても、一年って早いですよね。仕事、公務、雑用と何か追われたような時間だけが過ぎていく感じがします。時間の経つのが早いと思うのは、一人私だけなのでしょう。周囲のペースが速くなったのか、それとも自分の動作が遅くなったのか・・・

一年を振り返るには、ちょっと早いような気もいたしますが、今年もいろいろありましたね。会社法の全面改正、個人情報保護法の施行、ペイオフ全面解禁、道路関係4公団の民営化で新会社発足、郵政改革法案と総選挙、そして今ひとつ、我々が阪神タイガースのリーグ優勝と村上ファンドによる阪神球団の上場提案問題。昨年のライブドア問題から始まる株主資本による経営への逆襲か、

株主軽視の日本の株式会社への警鐘か？でも、よ〜く考えたら、資本主義経済体制では当たり前のことなだけど・・・

閑話休題。ようやく日本も景気の回復が新聞紙上で公言され薄明かりが見えてきたとのメッセージ。政府も日銀も経団連もそして株価もそういつている・・・そういえば、地価も、都市圏では下げ止まり傾向で、一部の地域では上昇も見受けられるとか・・・本当に景気が戻ってくれば、嬉しいのですが・・・

今年もまだ一月余り。そろそろ次年度税制改正に向けて政府税制調査会も動き出したことですし、まだまだいろんなことがありそうです。今日も元気で「GENKI NAVI NAVI」、やる気を出して、チエ出し、精出し、頑張りましょう。

TAX・TOPICS

有限会社が株式会社になる!?

Genki Navi Navi

去る6月29日の参議院本会議で「会社法」が成立し、平成18年中に施行されることになりました。会社法は商法の抜本改正に伴うもので、会社に関して規定している法令部分について見直し、統合を図ったものです。

本紙前号では最低資本金制度の廃止などにより、会社を設立する際のハードルが低くなったことをお伝えしましたが、それ以外で特に皆様の関心が高い変更点といえば、有限会社法が廃止されることでしょうか。有限会社法の廃止により、現存している有限会社は、施行日以後は、新会社法により自動的に株式会社として存続することになります。これに伴い、有限会社の定款、社員(出資者のこと)、持分及び出資1口は株式会社の定款、株主、株式及び1株とみなされます。ただ、通常の株式会社となるまでには一定の経過措置が設けられており、すぐに株式会社を名乗らなければならない訳ではありません。既存の有限会社は株式会社に商号変更しない限りは、商号に「有限会社」という文字が入

った株式会社という扱いになり、これを特例有限会社といます。特例有限会社は株式会社ではありませんが、取締役や監査役の任期が無期限であるため定期的な役員変更登記の必要がないというメリットがあるなど、現行の有限会社に準じた措置がなされています。従って、商号もそのままですので、表面的には現行の有限会社とあまり変わらないともいえるでしょう。

有限会社の商号を残して特例有限会社として存続するか、株式会社に商号変更して通常の株式会社となるかは自由に選択できますが、通常の株式会社となった後、特例有限会社に戻ることはできませんので注意が必要です。また、会社法施行後は有限会社を設立することはできませんので、有限会社への法人成りや新規設立を検討中の方は、早めに結論を出された方がいいかもしれません。

有限会社の経営者の皆様は、株式会社へ移行するかどうか悩まれることだと思いますが、今のところ特例有限会社で存続することに期限はありませんので、じっくり検討されたらよろしいでしょう。

「最近の情報を少しだけ・・・」

Genki Navi Navi

税 務 国民年金保険料証明書の提出義務

今年の税制改正により、確定申告や年末調整の際、国民年金保険料の支払額を証明する書類を提出しなければならないこととされました。基本的には、毎年11月頃社会保険庁から送付される年間支払額の証明書を確定申告書や年末調整のための保険料控除申告書に添付することになります。ただし11月の送付のため、証明書の記載額は見積額ということになりますから、その証明額を超えて支払った場合は、領収書もしくは社会保険事務所で納入証明書等の交付を受け添付する必要があります。これらの証明書等がない場合は所得控除を受けることができませんので、必ず保管しておくようにして下さい。

労 務 65歳継続雇用で助成金がもらえる！？

急速な少子高齢化と労働人口の減少が見込まれるなか、健康で意欲ある高齢者の能力の有効な活用を図ることが今後の課題とされることから、昨年6月「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、平成18年4月から65歳までの安定した雇用を確保するため、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止のいずれかの措置を段階的に講じなければならないこととなりました。これにともない、定年の引き上げ又は希望者全員を65歳以上の年齢まで継続雇用するなどの事業者については、一定の手続きを条件に継続雇用制度奨励金などの助成金が支給されることとなっております。一度、ご検討なされては如何でしょうか？詳しくは、下記にお尋ねください。

(社) 奈良県雇用開発協会 0742-34-7791

奈良県中小企業団体中央会 0742-22-3200 <http://www.chuokai-nara.or.jp>

法 務 個人情報保護法

今年の4月より個人情報保護法が施行されています。個人情報保護法とは、個人情報を扱う事業を営む企業に対して、その情報を正しく扱うように義務付けている法律であり、個人情報の漏洩事件・事故を未然に防ぎ、消費者の不安を取り除くことを目的としています。この法律で規制の対象となるのは、基本的に5000人超の個人情報を扱う企業となっておりますが、規制を受ける受けないにかかわらず、個人情報の漏洩による被害者からの損害賠償請求や社会的信用の低下などのリスクはどんな事業者にもあるため、管理体制の見直しなどをお勧めします。具体的には、経済産業省から個人情報保護法についてのガイドラインやQ&A集がホームページに出ていますので、参考にされたらよろしいかと思います。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/privacy.htm

相続税の解体新書（連載）

前回は「はんこ」のお話をさせていただきました。今回は、「相続人」と「相続分」そして「遺言」のお話をいたしましょう。相続は、死亡によって開始する（民882）とありますから、とにかく死ななきゃ始まらないわけです。では次に、誰に相続権があり、相続分はどれくらいあるのでしょうか？第一に死んだ人（被相続人といいます）の配偶者は常に相続人となります。第二に子供（養子縁組をした養子を含みます。以下同じ。）があれば、子供は相続人となります。この場合、その子供が亡くなっていて孫がいるときは、孫が相続人となり、孫がなくなっているときは曾孫が相続人となります。（民887②③）。これを代襲相続といいます。第三に子供がなければ、その被相続人の直系尊属つまり父母、祖父母等で、親等の異なる者の間では、その近い者が相続人となります。さらに、第四に直系尊属もみんな亡くなっていて、被相続人の兄弟姉妹が生存している場合は、その兄弟姉妹が相続人となり、その兄弟姉妹のうち死亡している者がいるときは、その者の子供が相続人となります（民889①②）。ややこしいですね。もっと解きほぐして簡単に説明しますと、相続人が決定されるパターンとしては、配偶者が生存しているとして、①配偶者と子（孫等である代襲相続人を含む）が相続人となるケース②配偶者と直系尊属（たとえば、父母）が相続人となるケース③配偶者と兄弟姉妹（その子である代襲相続人を含む）が相続人となるケースの3つのパターンが考えられるということです。そして、その相続分はといえば、①では配偶者が1/2、子供1/2②では配偶者2/3、直系尊属1/3③では配偶者3/4、兄弟姉妹1/4と定められています（民900）。以上が相続人と相続分です。ただ、実際の財産分割は、この相続分の割合にこだわる必要はありません。相続人さんたちが、協議の上、納得するように自由に分けていただいて結構なのです。ただ、税制上は、配偶者が相続財産の半分を取得するのが一番税金が安くなるといわれています。この場合、配偶者の税負担はありません。それでは、死んじゃった人の意思はどうなるのかとお思いでしょう。何もしないで死んじゃえば、その意思は全く反映されません。どうするか？ここで、遺言（遺言書）が登場するのです。遺言書には方式が定められていて、その方式どおりに作成しないと効力は生じません。遺言には、自筆証書、秘密証書、公正証書の3種があり、一般的にお奨めするのが、公証人に作成依頼する公正証書です。後々のトラブルを考慮すれば、費用は多少かかりますが、もっとも確実です。難点は、被相続人の相続人に対する「心」の思いは通常記載されないこと、財産処分を記載するだけということところです。ここで気をつけていただきたいのは、すべての財産について記載するようにすること（処分の記載のない財産は、分割協議の対象となります）、そして相続人の遺留分に気をつけることです。兄弟姉妹（その子である代襲相続人を含みます）以外の相続人には、遺留分といって、被相続人の意思にかかわらず、最低限保証されている財産取得権があります。被相続人が、この相続人には一切財産はあげないといっても、廃除・欠格を除き、ダメなときがあるのです。この点、くれぐれもお気を付けください。この遺留分に配慮しない遺言を作ってしまう被相続人の死後、裁判になっている事例は非常に多いのです。直系尊属のみが相続人であるときは、法定相続分の1/3、それ以外の場合は法定相続分の1/2となっています。相続人以外の「だれかさん」に財産のすべてをあげようと思っておられるあなたへ、あなたですよ！もう一日、ゆっくり考え直しましょう。そして、生前にきっちり始末しておくようにしましょうネ！ご本人はもうこの世にいないけど、血みどろの修羅場なんて・・・やっぱり嫌ですものね。

異業種交遊

Genki Navi Navi

美容業は人材が商品。人材育成に力を注いでいます。

株式会社ジャパンプロデュース 代表取締役 桑 真一

日本の景気も少し回復傾向にあると言われていますが、市場環境はまだまだ厳しく、美容業界も少子高齢化社会での美容人口の減少による失客率の増大に悩まれているサロンが増加しています。中心顧客であった団塊ジュニア世代が30代となり、団塊世代と併せ、中心顧客が若者から大人に移行しています。バブルとデフレを両方経験した人は、自分にとって気に入ったもの、こだわりのあるものならお金を使うという風に、消費目的が変化しております。



そういった高価値なものが売れる時代への変化の中、当社では、他で味わえない上質のもの（付加価値）の提供をコンセプトとし、そのために必要である社員教育、人材育成に以前から取り組んで参りました。単に技術的なことだけではなく、社員にやりがいを持たせ、人間的成長につながるような教育にも力を入れてきました。社員がやりがい、生きがいを持って仕事に臨まなければ、本当のお客様満足はあり得ないと思っております。その甲斐もあり、現在では社員一人ひとりが自発的に行動し、協力し、学ぶ風土になりました。

美容業は人材育成業であり、我々サービス業は人が商品と考えております。『人が育つ会社づくり』『生

き生きと働ける会社づくり』に向かって当社は一丸となり、一日一日全力投球していきます。地域に愛され、お客様に喜んで頂ける様に頑張って参ります。

〒635-0063 奈良県大和高田市磯野新町1-3 JAPANビル

TEL 0745-25-0025

<http://www.japan-produce.com>

「お客様の声から・・・」

Genki Navi Navi

人材投資促進税制を受けるには、具体的にどうすればいいの？ (香芝市 製造業)

今年の税制改正で新たに創設された人材投資減税の概要を本紙前号で紹介させていただきましたが、その後具体的な取り扱いが色々出てまいりました。そのうち実際の申告のとき、どのような手続きをすれば受けられるのかをご説明します。まず確定申告書に控除を受ける金額を記載し、その金額の計算に関する法律で定められた明細書を添付する必要があります。これは弊所が作成いたします。それ以外にもうひとつ申告書に添付しなければならない書類がありますが、こちらは皆様に作成のご協力をしていただかなくてはならないものです。この書類の様式は自由なのですが、「①教育訓練等を行った年月日又は期間 ②教育訓練等の内容 ③教育訓練等に参加した使用人の氏名 ④その費用の支出年月日、相手先の名称及び所在地、支出金額」を記載したものでなければなりません。しかも、その控除を受ける年度だけではなく、過去2年分も作成しなければなりません。皆様にはこれらのデータを提供していただかなくてはなりませんので、本規定を適用の際にはご面倒をおかけすることになりますが宜しくお願いいたします。……しかし、新たな減税制度が生まれ喜んだのも束の間、なかなか使い勝手の宜しくない規定のようですね…。

“お客様の声を募集しています。日頃、思っていること、希望、苦情、質問等なんでも結構です。”(スペース等の関係でそのすべてをご掲載できないかもしれませんが、そのおりは、あらかじめご了承下さい。)

新人紹介

辻井事務所に新しいメンバーが加わりました。よろしくお願いいたします！
一日も早く皆様のお役に立てるよう頑張ります。



片山

竹本

辻井税理士事務所のPRコーナー

辻井税理士事務所の業務紹介のコーナーです。わたくしども税理士事務所は、税務・会計に関する業務を核に、お客様の日常的に発生する諸問題を、お客様と一緒に受け止め、悩み、考え、解決する集団です。

【中核的業務】

- (1) 個人事業者の方の日常的会計処理の指導助言、決算報告書の作成、確定申告書の作成等
- (2) すべての法人の日常的会計処理の指導助言、決算書の作成、確定申告書の作成等
- (3) 個人の方の土地家屋等の譲渡所得の計算等及び確定申告書の作成等
- (4) 相続・贈与などがあつた場合の相続税・贈与税の課税価格、税額計算及び確定申告書の作成等

【関連の業務】

- (1) 今を見据え、未来を見越した個人及び法人の経営・税務戦略の構築
- (2) 個人や法人のライフプランに適合した保険商品の選択援助
- (3) 財産保全管理の一環としての相続税の予測計算と今後の対策指導

※ わたくしども税理士事務所では、特に営業というセクションは設けておりません。わたくしどもは、職員の一人ひとりが自分の仕事を確実に誠意をもって実践することが、信用であり、営業であると信じております。ご信頼をいただくことのできたお客様からの新たな関与先のご紹介こそが、われわれの営業であり、われわれの命の絆なのだと考えます。お客様からのご紹介、歓迎いたしております。

事務所からのお願い

自社株式や土地の贈与があつたときは、その翌年の3月15日までに確定申告をしなければなりません。この自社株式と土地の評価、実に煩雑でその計算に時間を要することが多々あります。そこで、それらの贈与をお考えの方は、なるべくお早めに、できましたら、その年の11月末頃までにはお申し出いただきたいと存じます。勝手ながら、よろしくお願い申し上げます。

辻井税理士事務所からのお知らせ

「年末調整事務」講習会のご案内

来る12月9日(金)、弊事務所主催の恒例の給与所得者等の年末調整事務講習会を開催いたします。詳細は、別紙のとおりです。ご遠慮なく何人でもご参加ください。顧問先のお客様につきましては、無料となっております。また、決算のみの関与のお客様につきましては、実費(お一人様1,000円)ご負担とさせていただきます。(お申し込みは、別紙FAXにて、お申し込みください)